

公共施設等の使用料等見直しに係る市民広聴会を開催

令和4年7月11日

京丹後市役所

現在の京丹後市の公共施設等の使用料等は、その多くが合併前（旧町）の状況であり、類似の施設や町域間で不均衡となっていることから、京丹後市として統一した考え方で整理するため、見直しの検討を進めています。

この考え方について市民の皆様へ説明し、様々なご意見をいただくため、下記のとおり市内3会場で市民広聴会を開催しますのでお知らせします。

記

1 開催日時及び会場

日 時	会 場
7月19日（火）午後7時30分から	京丹後市役所丹後庁舎 204 会議室
7月21日（木）午後7時30分から	峰山総合福祉センターコミュニティホール
7月22日（金）午後7時30分から	京丹後市役所久美浜庁舎大会議室

2 その他

京丹後市ホームページからも令和4年7月24日（日）までご意見をお寄せいただけます。

※ 広聴会資料については、ホームページで公開しています。

URL : <https://www.city.kyotango.lg.jp>

【お問い合わせ先】

京丹後市役所総務部財政課

電話 : 0772-69-0160 / F A X : 0772-69-0901

【参考】

1 見直しの経過

年（月）	経 過	備 考
平成16年4月	旧6町合併により京丹後市発足	旧6町の設定金額等を引き継ぐ (旧町の条例規定を京丹後市の条例として引き継ぐ)
平成25年度	見直し検討着手	消費税率10%に引き上げのタイミング を見据えて検討着手
平成26年11月	消費税率『10%』延期	平成29年4月へ延期
平成28年6月	消費税率『10%』再延期	令和元年10月へ再延期
平成30年4月	具体的な見直し検討着手	令和元年10月を見据えて具体的な検討 着手
令和元年6月	使用料等の見直し条例案否決	8議案・64条例
令和元年9月	市民広聴会・HPでの意見聴取	峰山町、丹後町、久美浜町で開催（計95 人参加）
令和元年10月	消費税率『10%』施行	

※ 公共施設の市民利用については、令和2年8月から令和5年3月まで新型コロナウイルス感染症の関係
で無料開放しています。

2 見直すべき課題と見直しの考え方

【課題】

① 利用時間が各施設で異なっている。

- ・利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）
- ・大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。（使用できない）

② 使用料設定が各施設で異なっている。

- ・同じような施設でも使用料の額が不均衡

③ 消費税の課税対象だが、その取り扱いが不明確

- ・これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態

④ 減額又は免除の取り扱いが異なっている。

- ・同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。
(旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲)

見直し

【見直し】

① 施設の利用時間区分の統一

- ・利用者の利便性を考慮し、利用時間の見直しも含め、市として統一した考え方で整理

② 平均化・統一した使用料設定

- ・類似施設の現使用料を基準として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均化
して使用料を設定

③ 外税方式での消費税

- ・上記見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算

④ 減免基準の統一

- ・利用者負担の公平性を確保する上でも、統一した考え方で整理
(必要最小限とすべきことを考慮)